

食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議の開催について

令和元年6月7日
関係省庁申合せ
令和元年8月29日
一部改正

- 1 「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が成立したことを踏まえ、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 消費者庁次長
副議長 消費者庁政策立案総括審議官
構成員 文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
環境省環境再生・資源循環局長
- 3 会議の庶務は、消費者庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。